

地域における孤独・孤立対策推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>第1条 （略）</p> <p>（交付の対象者及び対象期間）</p> <p>第2条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「<u>交付対象者</u>」という。）は、徳島県内で生活困窮者や孤独・孤立対策への支援活動を行っている民間団体（概ね1年以上かつ概ね1月当たり1回以上の活動実績を有する民間団体に限る。以下「民間団体」という。）で、次の各号のいずれかの活動（食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、第1号に規定する活動に限る。）を実施する者とする。</p> <p>（1）2kg以上の米を含む食材の配布</p> <p>（2）米を含む食事の提供</p> <p>2 前項の規定に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金を受けることができない。</p> <p>（1）この補助金によって政治活動、宗教活動、営利活動をする者</p> <p>（2）県又は県以外から、この補助金と同一目的の助成等（この補助金を除く。）を受けている者又は受ける見込みのある者</p> <p>（3）公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動を行う者</p> <p>（4）県が運営するポータルサイト「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されていない者</p> <p>（5）前4号に掲げる者のほか、この補助金の趣旨や目的に照らして適当でないと知事が判断する者</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>（交付の対象者及び対象期間）</p> <p>第2条 この補助金の交付を受けることができる者___は、徳島県内で生活困窮者や孤独・孤立対策への支援活動を行っている民間団体（___1年以上かつ概ね1月当たり1回以上の活動実績を有する民間団体に限る。以下「民間団体」という。）で、次の各号のいずれかの活動（食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、第1号に規定する活動に限る。）を実施する者とする。</p> <p>（1）2kg以上の米を含む食材の配布</p> <p>（2）米を含む食事の提供</p> <p>2 前項の規定に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、この補助金を受けることができない。</p> <p>（1）この補助金によって政治活動、宗教活動、営利活動をする者</p> <p>（2）県又は県以外から、この補助金と同一目的の助成等（この補助金を除く。）を受けている者又は受ける見込みのある者</p> <p>（3）公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動を行う者</p> <p>（4）県が運営するポータルサイト「徳島県生活支援ネットワーク」に支援団体として登録されていない者</p> <p>（5）前4号に掲げる者のほか、この補助金の趣旨や目的に照らして適当でないと知事が判断する者</p>

(補助対象経費及び補助率及び補助額の算出方法等)

第3条 第1条に規定する経費(以下「対象経費」という。)及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、同表第1欄に規定する経費の支出額から対象経費に充てる寄付金その他の収入を差し引いた額と同表第2欄に掲げる基準額により算定した額を比較して小さい方の額と同表第3欄に定める率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助額は、別表第4欄に掲げる額を上限とする。

2 対象経費は、交付対象者が次の各号に該当する場合を除き、消費税及び地方消費税の額を除いたものとする。

(1) 消費税及び地方消費税の納税義務を有しない者

(2) 消費税簡易課税制度を選択した課税事業者

第4条～第12条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行し、令和7年7月4日以降の活動について適用する。

別表 (略)

(補助対象経費及び補助率及び補助額の算出方法等)

第3条 第1条に規定する経費(消費税及び地方消費税を除く。)及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、同表第1欄に規定する経費の支出額から対象経費に充てる寄付金その他の収入を差し引いた額と同表第2欄に掲げる基準額により算定した額を比較して小さい方の額と同表第3欄に定める率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助額は、別表第4欄に掲げる額を上限とする。

第4条～第12条 (略)

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年度分の補助金について適用する。

別表 (略)